②　下表⑭から⑳までに定める路線（以下「一般有料道路」という。）の料金の額については以下のとおりとする。

⑭	一般国道１号（新湘南バイパス）
⑮	一般国道１号（西湘バイパス）
⑯	一般国道138号（東富士五湖道路）
⑰	一般国道271号（小田原厚木道路）
⑱	一般国道302号（伊勢湾岸道路）
⑲	一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））
⑳	一般国道475号（東海環状自動車道）（豊田市から四日市市まで）

イ　一般国道１号（新湘南バイパス）（以下「新湘南バイパス」という。）及び首都圏中央連絡自動車道

(イ)　新湘南バイパスの各区間の１回の通行に係る料金の額は次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。ただし、ＥＴＣ車は除く。

車種／区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
藤沢～茅ヶ崎中央	272.803	282.408	319.445	403.282	572.136
藤沢～茅ヶ崎ジャンクション	272.803	282.408	319.445	403.282	572.136
藤沢～茅ヶ崎西	272.803	282.408	319.445	403.282	572.136
茅ヶ崎中央～茅ヶ崎西	74.074	92.593	111.111	138.889	240.741
茅ヶ崎ジャンクション～茅ヶ崎西	74.074	92.593	111.111	138.889	240.741
茅ヶ崎西～茅ヶ崎海岸	74.074	92.593	111.111	138.889	240.741
茅ヶ崎西～大磯	272.803	282.408	319.445	403.282	572.136
平塚～大磯	272.803	282.408	319.445	403.282	572.136

(注)　供用されていない区間の料金の額については、供用開始の日から適用する。

(ロ)　首都圏中央連絡自動車道における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は次表の額（単位：円）に消費税率を乗じた額を、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

ただし、首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションと各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額はＥＴＣ車以外の自動車に限り適用する。